

炭素型住宅の普及支援を行います。また、廃棄物処理に当たっても、3Rの推進を図りつつ、廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用を進めます。

【主な予算措置】

	百万円
・エコ燃料実用化地域システム実証事業費(エネ特会)	2,500(2,780)
・エコ燃料利用促進補助事業(エネ特会)	1,000(800)
・(新)再生可能エネルギー導入加速化事業(エネ特会)	1,200(750)
・廃棄物処理施設における温暖化対策事業(エネ特会)	2,117(2,117)

京都メカニズムクレジットの確実な取得

○京都議定書の6%削減約束を確実なものとするため、京都メカニズムを活用したクレジットの取得を計画的かつ効率的に進めます。

【主な予算措置】

・京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・エネ特会)	16,455(7,326)
------------------------------	----------------

温暖化対策と公害対策等を一体的に進めるコベネフィット対策による国際協力の実現

○途上国等の公害対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット対策により、クレジットの確実な取得を図ります。

【主な予算措置】

	百万円
・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(エネ特会)	1,270(970)

低炭素社会の実現に向けた社会システムの変革

○低炭素社会への転換を目指し、様々な角度から都市構造や社会システムの変革にまで踏み込んだ対策を進めます。具体的には、コンパクトなまちづくり、公共交通の活用など効率的で環境負荷の小さな移動システム、ヒートアイランド対策なども含めた水と緑溢れるまちづくりや自然共生地域など日本の様々な地域に応用できるモデルをつくり、その普及に努めます。

【主な予算措置】

	百万円
・低炭素地域づくり面的対策推進事業費(エネ特会)	2,000(250)
・低炭素社会モデル街区形成促進事業(エネ特会)	1,300(1,300)

低炭素社会を支える革新的技術開発の推進

○地域に即したバイオマス資源総合利活用システムの構築や、省エネルギー対策及びE10の活用等再生可能エネルギー等の地球温暖化対策技術の技術開発を推進します。

○二酸化炭素海底下地層貯留技術(CCS: Carbon Dioxide Capture and Storage)の高効率化、低コスト化を図るため、海洋環境保全上適正な管理手法の開発とCCSの工程に要するエネルギーを最適化する運用システムの開発を行います。

【主な予算措置】

	百万円
・地球温暖化対策技術開発事業(エネ特会)[競争的資金]	3,709(3,302)
・(新)二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(エネ特会)	500(0)

(参考)

環境省における重点施策推進要望について

「重点施策推進要望」とは、成長力の強化、地域活性化、環境立国戦略、教育再生、生活の安全・安心等、「基本方針2007」に示された重点施策のうち、新規性や政策効果が特に高い事業について、要望基礎額の4.5%（環境省については71億円）以内で各省庁が要望するもの。

合計 71億円

<環境立国戦略（温暖化）>

（百万円、（）内は19年度予算）

○次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費 221（100）

我が国及び世界全体での将来排出見通しの把握や各国間の排出量の分析などにより、主要排出国が参加する実効ある次期枠組みの構築において、G8議長国としてのリーダーシップを発揮します。

○（新）低炭素社会関係予算（地球環境研究総合推進費〔競争的資金〕の一部） 500（0）

CO2排出量の少ないまちづくり、交通システム形成、自然共生等の多様な視点で今後必要な取組についてのシミュレーション等による政策研究を行い、低炭素社会の姿をわかりやすく提示します。

<環境立国戦略（温暖化、3R）、地域活性化>

○（新）廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業 400（0）

生ゴミや下水道汚泥、家畜糞尿、木くず等多様な廃棄物系バイオマスの利活用について、メタン化、飼料化等地域特性に応じたソフト面からの収集運搬システムの実証等を行います。

<環境立国戦略（温暖化、都市対策）>

○都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費 293（193）

交差点周辺等の局地汚染対策及び流入車対策を着実に実施し、併せてCO2削減を図ります。

<環境立国戦略（温暖化、国際協力）>

○日中水環境パートナーシップ 193（33）

「日中環境保護協力の強化に関する共同声明」を受けて、中国における水質汚濁について現地調査やモデル事業による水管理技術の普及促進方策の検討等を行います。

<環境立国（温暖化、国際協力、環境技術）>

○（新）環境技術開発等推進費（戦略指定領域）〔競争的資金〕 400（0）

公害対策と温暖化対策の相乗的・一体的な対策（コベネフィット対策）等に関する技術開発を推進します。

<環境立国戦略（温暖化、人づくり）、教育再生>

○（新）地球と共生する人づくりのための環境教育事業 300（0）

「21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAAプラン～」に基づき、家庭、学校、地域、企業等における質の高い環境教育を提供し、温暖化を始めとする環境保全への意欲、智慧、行動力溢れる人材を育てます。

<環境立国戦略（生物多様性）、地域活性化>

○（新）「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 105（0）

生物多様性の保全活動について、民間団体の参加や地方版生物多様性戦略の策定促進等を進めます。

○（新）SATOYAMAイニシアティブ推進事業費 200（0）

自然共生社会を地球全体で実現するため、世界各地の自然共生の智慧と伝統を再興し、発展させ、活用することをSATOYAMAイニシアティブとして世界に提案します。

○自然公園等事業（国立公園等整備費）の一部 514（-）

我が国を代表する優れた自然景観を有する歩道を対象として、安全対策事業、展望地点整備、景観修復事業等を行うとともに、国民保養温泉地の健全な発展・活性化を図るため施設整備を実施します。

<環境立国戦略（3R）、地域活性化>

○ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 314（90）

循環型地域形成の基盤となる電子マニフェストの利用拡大のため、中小事業者の利用を促進します。

○廃棄物処理施設整備費の一部 3,689（-）

廃棄物のリサイクル、焼却に伴うエネルギー回収等のための施設及びバイオマスエネルギーの利活用のための施設整備等を支援し、循環型の地域づくりを推進します。

Ⅲ. 平成 20 年度環境省税制改正要望の概要

1 地球温暖化対策のための税制のグリーン化

(1) 環境税等

- ア 与党（自由民主党政務調査会四部会実務者会議など）における議論を踏まえて、環境税等地球温暖化対策を加速するために必要な税制上の措置について検討を急ぎ、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずること。
- イ 道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、税率水準を維持し、環境保全に配慮すること。

(2) バイオ燃料関連税制の創設【新規】（揮発油税・地方道路税・軽油引取税）

- ア バイオエタノール混合ガソリン（E 3 及び E T B E 混合ガソリン）に係る揮発油税・地方道路税のうち、バイオエタノール分について非課税とする。
- イ バイオディーゼル燃料（B D F）混合軽油に係る軽油引取税のうち、B D F 分について非課税とする。

(3) 省エネ住宅税制及び住宅関連再生可能エネルギー設備促進税制の創設【新規】（所得税・固定資産税）

- ア 既存住宅の省エネ改修（複層ガラスの導入、断熱改修等）に対する所得税・固定資産税の減税措置を講ずる。
- イ 次世代省エネ基準を満たす新築住宅の建築・購入の際の一定の工事に対する所得税・固定資産税の減税措置を講ずる。
- ウ 住宅において再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）を導入した際に、所得税の減税措置を講ずる。

(4) 京都メカニズムクレジット購入費準備金制度の創設【新規】（法人税）

- 京都議定書目標達成計画の達成のために、企業が京都メカニズムクレジットを購入した場合には、その購入費用を準備金とし、購入時点において全額損金算入できることとする。

(5) 自動車の低公害化、低燃費化の推進【拡充・延長】

①自動車の保有に係る税率の特例措置(グリーン化)【延長】(自動車税)

電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車(LPG自動車含む)を、購入した場合、購入年度の翌年度1年間の自動車税を軽減し、また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車及びディーゼル車については自動車税を重課する措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

【現行措置】

<重課>以下の自動車について、概ね10%重課(低公害車及び一般乗合バスを除く)

- ・ディーゼル車：車齢11年超
- ・ガソリン車(LPG自動車含む)：車齢13年超

<軽課>

- ・電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車：概ね50%軽減
- ・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車：概ね50%軽減
- ・☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車：概ね25%軽減

②低燃費かつ低排出ガス認定車に係る自動車取得税の課税標準の軽減措置【延長】(自動車取得税)

低燃費かつ低排出ガス認定車を取得した場合、課税標準額を一定額控除する現行措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

【現行措置】

- ・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車：30万円控除
- ・☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車：15万円控除

③ディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置【延長】(自動車取得税)

平成17年排出ガス基準に適合し、かつ、平成27年度を目標とした燃費基準を達成したディーゼルトラック・バス等(車両総重量3.5t超)の取得に際し、自動車取得税を軽減する現行措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

【現行措置】

- ・重量車☆かつ重量車燃費基準達成車：2.0%軽減
- ・平成17年排出ガス基準適合かつ重量車燃費基準達成車：1.0%軽減

④最新排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る自動車取得税の軽減措置【新規】（自動車取得税）

最新の排出ガス規制を満たすディーゼル乗用車であって、規制開始よりも前倒しして市場投入するものについて、自動車取得税の優遇措置を講ずる。

⑤クリーンエネルギー自動車等に係るエネルギー需給構造改革投資促進税制【拡充・延長】（所得税・法人税）

ハイブリッド自動車等の導入及び低公害車用燃料供給設備の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置について、対象を追加し、延長する。

【現行措置】

基準取得価額の7%相当額の税額控除、又は、普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却のいずれかを選択。

(6)ビルの省エネシステム等に係るエネルギー需給構造改革投資促進税制【拡充・延長】（所得税・法人税）

民生業務部門の省エネ対策の強化を図るため、ビルの省エネ性能を向上するシステム等を新たに対象に追加する。

(7)地球温暖化対策ビジネス促進税制【新規】（所得税・法人税・個人住民税）

温暖化対策に資する新しいビジネスモデル(省エネ家電買換え支援、エコポイント事業等)を支援するために必要な税制上の措置を講ずる。

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1)再商品化設備等に係る特別償却制度【拡充・延長】（所得税・法人税）

再商品化設備等(古紙再生ボード製造設備、自動車破碎残さ再資源化設備、食品循環資源再生利用設備及び建設混合廃棄物選別設備)に係る特別償却制度について、建設汚泥再生処理装置及び廃石膏ボード再生処理装置を対象に追加した上で、その適用期限を2年延長する。

(2) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置【拡充・延長】（固定資産税）

廃棄物再生処理用設備（建設廃棄物再生処理装置、古紙再生処理装置、空びん洗浄処理装置、自動車部品再利用製品製造設備及び食品循環資源再生処理装置）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、食品循環資源再生処理装置の対象範囲・課税標準を見直すとともに、廃石膏ボード再生処理装置を対象に追加した上で、その適用期限を2年延長する。

(3) 産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却措置【延長】（所得税・法人税）

産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置）、PCB汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を2年延長する。

(4) 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置【延長】（所得税・法人税）

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）制度に基づく積立金を損金算入する措置の適用期限を2年延長する。

(5) 廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(6) 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置【延長】（事業所税）

廃棄物処理法に規定する広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

3 環境汚染の防止

(1) 公害防止用設備に係る特別償却措置【延長】（所得税・法人税）

公害防止用設備（窒素酸化物（NO_x）抑制設備、ばい煙処理用設備及び汚水処理用設備）に係る特別償却措置の適用期限を2年延長する。

(2) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

公害防止用設備（汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）、汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）、有害物質により汚染された地下水を浄化するための設備、土壌浄化施設、窒素酸化物（NO_x）抑制設備、ばい煙処理施設、揮発性有機化合物（VOC）排出抑制設備、指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設及びダイオキシン類排出削減施設）に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(3) 可燃性天然ガス等を適正に処理するための温泉設備に係る特例措置【新規】（所得税、法人税、固定資産税）

可燃性天然ガス等を適正に処理するための温泉設備に係る特例措置を新設する。

4 鳥獣保護管理の推進

(1) 有害鳥獣対策の推進のための狩猟税の優遇措置【新規】（狩猟税）

有害鳥獣被害対策の推進のため、狩猟者登録をする際にかかる狩猟税の減税措置を講ずる。

5 その他

(1) 試験研究費の総額に対する税額控除（R&D税制）【拡充・延長】（所得税・法人税）

試験研究費について、法人税の税額控除限度額を現行20%から引き上げる等の措置を講ずる。

(2) 認定NPO法人に対する税制上の特例措置【拡充・延長】（法人税、所得税、相続税、個人住民税、法人住民税、法人事業税）

ア 認定NPO法人に係る税制優遇措置の適用期限を2年延長するほか、標準PST（パブリックサポートテスト）の要件を緩和する。

イ 申請手続の負担軽減等を行う。

(3) 公益法人への寄付金控除等の特例措置

新たな公益法人制度の下で税制上の優遇措置を講じるに当たって、環境関連の公益法人についても適切な措置を講ずる。